

調査を希望する事業所の方へ

1 スケジュール

調査を希望する場合は、調査の申込み及び調査手数料の納付が必要となります。手順等については、次のとおりです。

- (1) 介護サービス情報の報告（介護サービス情報報告システムへの入力）
- (2) 県に対し調査の申込み及び調査手数料の納付（申込み・納付期限 令和7年9月29日(月)）
- (3) 調査の日程を決定し、調査の実施
- (4) 調査結果を公表

2 調査手数料について

(1) 手数料の額

19,000 円（公表に関して手数料の負担はありません。）

複数のサービスについて調査を希望する場合は、次のページを参照してください。

(2) 納付方法

① 領収証紙

調査の申込みの時に、領収証紙納付書に手数料額に相当する福岡県領収証紙（収入印紙ではありません。）を貼付して納付してください。

※なお、購入された証紙は、返還（換金）できませんので、購入額を間違えないようにお願いします。

② キャッシュレス決済

令和6年度より、窓口でのキャッシュレス決済が可能になりました。利用可能な決済手段等、詳細については、以下のURL をご参照ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei-cashless.html>

※ご希望の場合は、調査申込書を持参の上、福岡県庁介護保険課（行政棟2階北棟）まで直接お越しください（担当：原田、前村）。介護保険課で書類を受付後、会計課に設置の端末にてキャッシュレス決済を行っていただきます。

調査の申込みに必要な書類及び領収証紙納付書については、次ページ以降を御覧ください。
福岡県領収証紙の販売所は、「福岡県領収証紙取扱店一覧」を参照してください
（次の手順に従い、福岡県庁ホームページで御確認ください。）。

○調査申込書の掲載先

福岡県庁ホームページ

トップページ > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢者福祉 > 介護保険 > 一般情報 >

「（令和7年度）介護サービス情報公表の調査にかかる様式集」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyousa.html>

同じ種類のサービスを一体的に提供している場合は、調査手数料は1サービス分となります。

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護＋介護予防訪問看護＋療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋特定介護予防福祉用具販売
- ⑥ 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護＋療養通所介護
- ⑦ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション＋療養通所介護
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑩ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：（サービス付き高齢者向け住宅））＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））＋介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護＋介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯ 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）＋介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑰ 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）＋介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
- ⑱ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑲ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

※ 例えば、訪問介護と居宅介護支援を提供している場合で、両方とも調査を希望する場合は、別々に手数料の負担（19,000円×2サービス分＝38,000円）が必要となります。